



山形県公報

平成19年1月24日(水)

号 外(1)

目 次

公 告

住民監査請求に係る監査結果..... (監査委員)... 1

公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成19年1月24日

山形県監査委員	佐	藤	藤	彌
山形県監査委員	田	辺	省	二
山形県監査委員	加	藤	淳	二
山形県監査委員	濱	田	宗	一

第1 請求の受付

1 請求書の提出

平成18年11月27日

2 請求人

鶴岡市山王町9-23 菅原成典

3 請求の要旨

(内容は原文のまま。ただし、漢数字は算用数字に、旧仮名遣いは現代仮名遣いに改め、見出し符号は新たに付した。)

(1) 請求の要旨

ア 対象者 山形県知事 齋藤 弘氏

イ 同 副知事 後藤靖子女史

(2) 監査対象県公金

平成18年3月27日に後藤靖子副知事が鶴岡市長富塚陽一氏とともに新聞発表した、慶應大学先端研(在鶴岡市)に対し、慶大塾長安西祐一郎氏とともに締結した平成18年度よりの毎年7億円の5年にわたる県支出公金の県相当分毎年3億円の支出に対し、既に支出済の県公金の即時返金を求めること、及び契約を破棄すべきこと。

慶大先端研が返金しないときは、県知事と副知事が返還することを求める監査請求をいたします。

(3) 請求の要旨は11月16日に既に提出した、原住民請求申立を引用し、援用し、付属書の新聞コピーを事実引用する。理由も同様である。

右、地方自治法第242条第1項の規定により11月16日付けで提出した事実証明書を添え必要な措置を請求します。

(4) 住民監査申立の引用

(内容は、県公金支出に関連した記述を原文のまま抜粋した。ただし、漢数字は算用数字に、旧仮名遣いは現代仮名遣いに改め、前記1から3(3)までと重複する記述については省略し、見出し符号は新たに付した。)

ア 対象県公金

平成18年度支出の県公金3億円

イ 県公金支出先 = 不法県公金受領者

慶應大学及び鶴岡市在住の慶應先端生命科学研究所

責任者 = 慶大塾長安西祐一郎及び先端研所長

ウ 県公金不当支出の事実

(7) 平成18年3月27日に鶴岡市において、県副知事後藤靖子女史と鶴岡市長富塚陽一氏と慶大塾長安西祐一郎氏は鶴岡市で三者会議を開き、県と鶴岡市は共同で慶大先端研に平成18年度より5年間毎年7億円の補助金を与えることを締結し記者会見した。県の支出分は45%の3億円（18年～22年まで5年間）です。

(イ) 県は地方自治法上の慶大先端研を設立したのではなく、又、先端研は県所有でもなく、その事務は県と無関係であり、県には先端研を維持すべき自治法上の義務はない。

(ウ) 更に先端研のすべての研究成果は慶大と先端研にのみ帰属し、その特許も県に帰属せず、何のメリットも県にない。

(エ) 鶴岡市及び鶴岡市民は山形県が先端研を鶴岡市に押しつけたために、市内の1等地の市役所前の広場を先端研に奪われ、補助金を今後とも毎年4億円ドロボーされるといふ悲惨な結果を押しつけられている。

(オ) 今回の県公金3億円を平成18年度より5年間先端研にドロボーされる県公金の不正支出の責任は、県知事齋藤弘氏と副知事後藤靖子女史の責任である。

エ 監査請求の目的

(7) 慶大先端研と山形県との法的関係の疎明

(イ) 平成18年3月27日の県と慶大先端研と補助金契約の解消

(ウ) 県が支出した平成18年度の3億円を先端研よりの返還

(エ) 先端研が県に3億円を返却せぬとき、県知事と副知事による返還

オ 監査委員が明らかにすべき事項

(7) 慶大先端研の所属、運営及び教員の構成と自治法上の県との関係。

(イ) 慶大先端研に対する、県と原田氏の事業団が支出した県公金の明細。

(ウ) 平成18年度以降県が慶大先端研に対する5年間、年3億円、合計15億円の県公金支出の法的根拠。

(エ) 齋藤弘知事と後藤靖子副知事は、11月県議会に向けて「みどりの環境税」の新税を創設し県民個人1,000円、法人は事業税の10%の課税を創設し6億円の県税を求めている。

(オ) 慶大先端研への毎年3億円を回収すれば新税は不要となるが、なぜ山形県は年3億円を余剰としているかの疎明。

4 受理

本件請求について審査した結果、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の規定に定める必要な要件を具備していると認め、平成18年12月8日受理を決定した。

第2 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人菅原成典に対し、平成18年12月18日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたが、請求人菅原成典は陳述を求めず、同日、陳述の書面及び証人の申出及び証拠等の提出（以下「陳述書面」という。）及び証拠をファクシミリで提出した。陳述書面の内容は次のとおりである。

（陳述の要旨は、陳述書面から県公金支出に関連した記述を原文のまま抜粋した。ただし、漢数字は算用数字に、旧仮名遣いは現代仮名遣いに改め、見出し符号は新たに付した。）

(1) 陳述の要旨

ア 本請求事件は原因として前県知事高橋和雄氏の発案により生じ、辞任した前副知事原田氏のための再就職先として設立した事業団による東北公益大学の創設によるのである。

したがって、東北公益大学（酒田市）と慶大生命先端研（鶴岡市）が地方自治法上の県立、県営の県公金支出の正当性を証明するためには両人による陳述書が不可欠である。

(7) 証人（前）県知事高橋和雄氏の陳述による先端研への公金支出

(イ) 証人（前）副知事 = 現理事長原田氏による東北公益大及び鶴岡市の慶大先端研に対するすべての県公金支出の概要と、今回の県の先端研に対する県公金支出の地方自治法上の受取の合法性と法的根拠の疎明。

以上の両名の陳述書が監査委員の決定に不可欠です。

イ 請求人は齋藤知事と後藤副知事の両名に対し

(ア) 12月県議会の「やまがた緑環境税」の創設新課税と

(イ) 県公金の鶴岡市在の慶大先端研への3億円＝毎年の支出の二つの事案に対し、山形地検への告発を準備しており、その告発状の写しを証拠と請求事由に引用する。

(ウ) 本件の3億円の県公金支出が取消され、回収されれば（みどりの環境税）課税の知事犯罪が防げたものです。

ウ 鶴岡市は本年3月27日に県と共同で慶大先端研に対し、4億円の市公金支出を決めました。請求人は鶴岡市監査委員に監査を求め決定を受けました。請求人はこの監査決定が監査委員の犯罪として山形地検鶴岡支部に告発しています。

(ア) 鶴岡市監査委員に対する慶大先端研への支出に対する請求書の写し

(イ) 鶴岡市監査委の決定書の写し

(ウ) 鶴岡市監査委員両名に対する刑法犯としての告発状の写し

エ 本件請求事件の前に、請求人は齋藤知事と後藤副知事に対し、鶴岡市長に対する監査申立及び決定書を請願書として提出しています。

オ 請求人は又、「みどりの環境税」の不法性について、その犯罪性を指摘する請願書を提出しています。

県知事あて。その中で県が慶大先端研への3億円を回収すれば、新規課税は不要になるとの申立をしています。

以上、証人の陳述と添付書を精査して監査委員が刑法193条に反しないよう、厳正な県公務員としての職務執行を求めます。

(2) 証拠

本件請求事件について、平成18年12月18日に請求人は、

ア 平成18年12月1日付け山形地方検察庁検事正あて告発状の写し

イ 平成18年10月28日付け山形県知事齋藤弘あて請願書の写し

ウ 平成18年7月5日付け山形地方検察庁鶴岡支部長あて告訴状の写し

を証拠として提出し、請求要旨を補足した。

2 監査対象事項

(1) 請求事項の検討

本件請求書及び請求人が請求書に援用している住民監査申立て、請求人が求めている事項は次のとおりであると判断した。原文を記載すると、

請求書では、

ア 平成18年度よりの毎年7億円の5年にわたる県支出公金の県相当分毎年3億円の支出に対し、既に支出済の県公金の即時返金を求めること。

イ 契約を破棄すべきこと。

ウ 慶大先端研が返金しないときは、知事と副知事が返還すること。

の3項目を求めている。

また、住民監査申立て監査委員が明らかにすべき事項として、

エ 慶大先端研の所属、運営及び教員の構成と自治法上の県との関係。

オ 慶大先端研に対する、県と原田氏の事業団が支出した県公金の明細。

カ 平成18年度以降県が慶大先端研に対する5年間、年3億円、合計15億円の県公金支出の法的根拠。

キ 齋藤弘知事と後藤靖子副知事は、11月県議会に向けて「みどりの環境税」の新税を創設し県民個人1,000円、法人は事業税の10%の課税を創設し6億円の県税を求めている。

ク 慶大先端研への毎年3億円を回収すれば新税は不要となるが、なぜ山形県は年3億円を余剰としているかの疎明。

の5項目を求めている。

したがって、本件請求に係る請求事項は、第2・2・(1)アからクまでの8項目と判断した。

(2) 監査対象事項の検討

前記アからクまでの8項目について、法第242条第1項の規定に該当するかどうかについて検討を行った。

請求の要旨、陳述書面及び証拠を踏まえ、請求事項の検討を行った結果、ア、イ及びカの3項目については監査対象事項とし、平成18年度よりの県支出公金3億円は、平成18年度に県が慶大先端研に交付した補助金（以下「補助金」という。）を、また、契約については、平成18年3月27日に三者で締結した協定（以下

「協定」という。)を指しているものと判断し、監査対象とした。

また、ウ、エ、オ、キ及びクの5項目については、法第242条第1項の規定に該当せず、監査対象事項から除外した。理由については後述する。

3 監査対象部局

請求に係る補助金の支出を行った文化環境部を監査対象部局とした。

(1) 書類調査

文化環境部から関係書類の提出を求め、平成18年12月13日に本件請求の補助金に係る支出手続きについて書類調査を行った。

(2) 事情聴取

平成18年12月18日に、文化環境部学術振興課長ほか関係職員に対して事情聴取を行った。

4 関係人調査

法第199条第8項の規定に基づき、学校法人慶應義塾（以下「慶應義塾」という。）に対し、本件請求補助金に係る慶應義塾大学先端生命科学研究所（以下「慶大先端研」という。）の主な事業、組織、事業計画書及び予算書等について文書による調査を行った。

第3 監査結果

本件請求については、監査委員の合議により次のとおり決定した。

請求のうち、監査対象事項ア、イ及びカについては、これを理由がないものとして棄却し、請求事項ウ、エ、オ、キ及びクについては、これを却下する。

以下、監査対象部局の監査、関係人調査、事実関係の確認及び判断について述べる。

1 監査対象部局の監査

(1) 書類調査

平成18年12月13日に、学術振興課に対して書類調査を実施したところ、本件請求に係る補助金は、法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年県規則第59号。以下「県適正化規則」という。）山形県財務規則（昭和39年県規則第9号。以下「県財務規則」という。）等に基づき、平成18年4月3日付けで「平成18年度慶應義塾大学先端生命科学研究所教育研究費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）を制定し、支出手続きは、交付要綱等に基づき適正に行われていた。

また、補助金の交付目的は、慶大先端研における研究教育活動を推進することで、その用途は慶大先端研の研究教育活動経費である。平成18年度の補助金支出予定額は、県及び鶴岡市合わせて7億円で、このうち県分（55%）は、3億8,500万円である。

(2) 事情聴取

平成18年12月18日に、学術振興課長ほか関係職員に対し事情聴取を行った結果は、次のとおりであった。

ア 慶大先端研の設置について

慶大先端研の設置に当っては、平成11年3月19日付けで当時の、知事、鶴岡市長（庄内地域市町村代表・庄内開発協議会会長）及び慶應義塾理事長の三者で、新しい時代の要請に応えるとともに、地域を支え、国際社会に貢献する人材の育成を図ることを目的とする協定を締結した。協定事項は次のとおりである。

(ア) 慶應義塾は、庄内地域に慶應義塾大学附属研究センターを設置し、研究活動を展開する。

(イ) 県及び庄内地域市町村は、同研究センターが行う研究活動について、研究施設の提供その他の積極的な支援を行う。

(ロ) 慶應義塾は、同研究センターの研究活動を通じて、県及び庄内地域の産業振興、科学技術の向上、人材育成等に資するとともに、県及び庄内地域市町村が設置する公設民営方式による新設大学及び大学院について、積極的な知的支援を行う。

イ 県の支援について

県は、平成11年度から13年度まで、鶴岡市及び庄内地域市町村とともに、研究所の施設整備の支援を行い、13年度から17年度まで、基盤研究のための研究費の支援を行った。

平成18年度からの支援に当り、平成18年3月27日に、知事、鶴岡市長及び慶應義塾理事長の三者で、これまでの慶大先端研の研究成果等を踏まえ、同研究所を核とした知的集積を促進するとともに、産業創造に向けた展開を確実なものとするため、新たな協定を締結した。協定事項は次のとおりである。

(ア) 慶應義塾は、庄内地方を中心とする地域をバイオ研究の世界的メッカとすることを目指して、慶大先

端研における研究教育活動を展開し、人材の育成及び知的財産の形成を図るとともに、知的集積及び産業創造を促進する。

(イ) 県及び鶴岡市は、同研究所の研究教育活動について支援を行うとともに、同研究所の研究成果等を活用し、地域の多様な活性化を図る。

(ロ) 慶應義塾並びに県及び鶴岡市は、これまでの協力・信頼関係に基づき、さらなる連携と協働を促進し、目的達成に取り組む。

ウ 慶大先端研の研究成果等について

慶大先端研の研究成果については、国際的な評価を受けているものとして、特許の取得が挙げられる。この特許は、「陰イオン性化合物の分離分析及び装置」に関するもので、メタボローム（全代謝物質）を一斉にかつ、短時間で測定・解析する技術である。

この解析技術をビジネス利用するために、慶應義塾発のベンチャー企業として「ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社」（HMT社・鶴岡市）が設立され、大手食品会社、創薬関連企業等との共同研究を開始し、着実に成長している。

また、慶大先端研では、地域住民を対象とした「市民のための生命科学入門講座」、高校生を対象とした「サマーバイオカレッジ」及び「慶應サマーバイオキャンプ」、教師を対象とした「実験と文献でふれる先端生命科学セミナー」などにより、地域との交流や地域社会への貢献を図っている。

更に、東北公益文科大学大学院には、慶大先端研と連携した講座が設けられている。

エ 将来の見通しについて

平成17年度までの基盤研究の成果を受け、今後の応用研究のための方向付けとしては、次の点が挙げられる。

(ア) 知的集積の形成と産業集積への発展

HMT社と企業数社との共同研究を通じて、知的ネットワークの形成が進み、産業の集積への発展が期待される。

(イ) バイオインフォマティクス（生物情報学）研究への期待

コンピュータ上に細胞を構築・シミュレートする技術は、医療・創薬・食品分野での産業の活性化や新産業の創出が期待される。

(ロ) アグリバイオ研究会（事務局・庄内総合支庁）への技術移転

庄内地域に集積された高度なバイオ研究成果を活用し、地域の農産物を核とした食産業群を形成していく。

(I) 慶大先端研への県職員2名の派遣により、研究成果の地域産業への活用が期待される。

2 関係人調査

慶大先端研に対する調査結果は、次のとおりであった。

慶大先端研は、慶應義塾の中で附属研究所等として位置づけられ、平成13年に鶴岡先端研究教育連携スクエアに設置された。慶大先端研の研究体制は、基盤技術研究と応用研究からなり、それぞれの研究グループが、異分野の研究者を結集して分野横断的研究プロジェクトを構成し、慶應義塾の学生も多数参加することで先端研究を通じた真の教育、人材育成を図っている。

平成17年度までに鶴岡バイオキャンパス特区は、ITとメタボローム解析を駆使した最先端のバイオ研究拠点として、国内外から注目を集めることとなった。

平成18年度以降、メタボローム解析技術とバイオインフォマティクス技術の双方を世界的レベルで保持しているこの研究拠点では、これらの技術を組合せることによって応用可能性を更に大きくしようとしている。主な応用分野は、医療・食品・環境の分野である。

なお、平成18年11月末日現在の職員数は、常勤の研究員・職員が72名（県からの派遣職員2名を含む）、非常勤の教員等が27名の合計99名となっている。

3 事実関係の確認

監査対象部局の監査及び関係人調査等を行った結果、次の事項を確認した。

補助金の支出について

本件補助金は、平成18年7月12日付けで慶應義塾から補助金交付申請書が提出され、同年8月29日付けで交付決定されている。また、同年9月29日に1回目の概算払（1億8,500万円）同年11月30日に2回目の概算払（1億円）が行われている。

4 判断

(1) 慶大先端研の研究成果について

慶大先端研のこれまでの活動実績をみれば、国際会議の鶴岡市開催、「科学技術政策担当大臣賞」や「第17回独創性を拓く先端技術大賞日本工業新聞社賞」等の権威ある賞を受賞するなど、メタボローム研究の世界的拠点として認められている。

また、慶大先端研の研究内容は応用研究の段階にきており、大手食品・創薬関連企業等との共同研究の実施や、慶應義塾発のベンチャー企業の活動展開など、知的集積の形成に向け着実な成果を挙げていることが認められ、将来的には産業の創造に向けた環境が更に整えられていくものと見込まれる。

また、市民や高校生等を対象とした先端生命科学講座等の開催や、県から研究者を受け入れるなど、地域貢献への取組についても評価される。

(2) 補助金及び協定について

県が補助金を支出することは、法第232条の2の規定に基づき認められている行為である。

本件補助金は、慶大先端研の研究成果等を更に発展させ、産学官の連携を促進しながら、創出した諸技術を自治体、企業等に積極的に移転し、我が国における科学技術水準の向上と地域振興に貢献することを目的として講じられているものと評価できる。

また、支出手続きは、法、施行令、県適正化規則及び県財務規則等に基づき適正に行われており、違法若しくは不当な財務会計上の行為は認められない。

更に請求人は、平成18年3月27日付け協定の破棄を求めているが、違法若しくは不当な財務会計上の行為ではないことから、協定を破棄する必要性も認められない。

よって、監査対象事項ア、イ及びカについては、これを理由がないものと判断し、棄却するものとする。

(3) その他の請求事項について

ア 請求事項ウについて

県支出補助金の返還請求権と返還義務は、県が慶應義塾に対して補助金の返還を求める正当な事実が発生した場合に、県と慶應義塾との間で発生するものである。

イ 請求事項エ及びオについて

違法若しくは不当な公金支出等の事実が特定されていないことから、違法若しくは不当な財務会計上の行為が特定されない。

ウ 請求事項キについて

新たな税目を起こすことは、地方税法第4条に基づき認められている行為である。

エ 請求事項クについて

補助金の支出については、第3・4・(2)で述べたとおり、違法若しくは不当な財務会計上の行為が認められない。

よって、請求事項ウ、エ、オ、キ及びクについては監査の対象にならないものとして、これを却下する。